

ご存じですか?!

加工食品の

# 原料原産地 表示制度

～産地を見て、商品を選べます～



名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (アメリカ産、国産)、豚脂肪、…
内 容 量	150 g
賞味期限	20XX.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

# 全ての加工食品について、 原材料の産地が表示されています。

国内で製造又は加工された全ての加工食品が原料原産地表示の対象です。\*

※ 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

## ■ 産地が表示されるもの

全ての加工食品の1番多く使用されている原材料

## ■ 表示方法

「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

### 「国別重量順表示」

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)

原材料名 豚肉 (アメリカ産、国産)、豚脂肪…

2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名が表示されます。  
この表示方法を「国別重量順表示」と言います。

### 「製造地表示」

名 称 焼き菓子

原材料名 小麦粉 (国内製造)、砂糖…



### 「又は表示」

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)

原材料名 豚肉 (アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、20XX年の使用実績順

### 「大括り表示」

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)

原材料名 豚肉 (輸入)、豚脂肪…



## 基本的な表示の見方

### 加工食品（輸入品以外）

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されます。

2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

使用された原材料が量の多い順に表示されます。

賞味期限や保存方法が表示されます。

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）  
原材料名 豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、…  
内 容 量 100g  
賞味期限 20XX.9.30  
保存方法 10℃以下で保存  
製 造 者 ○○株式会社  
東京都千代田区霞が関〇—〇—〇

内容量はグラムやミリリットルなどの単位を明記して表示されます。

### 加工食品（輸入品）

輸入品の場合は、原料原産地名は表示されません。

輸入品の場合は、輸入した国名（原産国名）が表示されます。

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）  
原材料名 豚肉、豚脂肪、…  
内 容 量 100g  
賞味期限 20XX.9.30  
保存方法 10℃以下で保存  
原産国名 アメリカ  
輸 入 者 ○○株式会社  
東京都千代田区霞が関〇—〇—〇

## トピック

### 外食や輸入品等が対象外なのは どうしてですか？

レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することができるため、産地表示の対象としていません。

また、輸入品には、どこの国から輸入されたかを示す「原産国名」が表示されているため、産地表示の対象としていません。

# 1番多い原材料が生鮮食品か加工食品かにより表示方法が異なります。

- ① 1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地が表示されます。

1番多い原材料が生鮮食品の場合は、原則としてその産地が「〇〇産」と表示されます。

## 国別重量順表示

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉 (アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、…

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、…
原料原産地名	アメリカ産(豚肉)

原材料の後に括弧を付して表示されるか、原料原産地名欄を設けて表示されます。

産地が、

1か国の場合

豚肉(アメリカ産)

2か国の場合

豚肉(アメリカ産、国産)

「アメリカ産、国産」と表示されていた場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。

3か国以上の場合

全て表示する場合

▶ 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)

3か国目以降を「その他」と表示する場合

▶ 豚肉(アメリカ産、国産、その他)



「その他」とは何ですか？

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

## ② 1番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地が表示されます。

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「○○製造」と表示されます。

### 製造地表示の国別重量順表示



名 称 焼き菓子  
原材料名 小麦粉 (国内製造)、砂糖、マーガリン、…

#### 表示の意味

小麦粉が日本国内で製造（製粉）されたことを意味します。  
国産の小麦を使用しているという意味ではありません。

名 称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート、(ベルギー製造、スイス製造)、  
砂糖、マーガリン、…

#### 表示の意味

チョコレートがベルギーとスイスで製造されたことを意味します。  
チョコレートはベルギー製造の方がスイス製造よりも多く使用されています。  
ベルギー産やスイス産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

ただし、1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「○○製造」の代わりに、その産地を表示することができます。

### 加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示

名 称 焼き菓子  
原材料名 小麦粉 (小麦(国産))、砂糖、マーガリン、…

#### 表示の意味

小麦粉に使われた小麦の産地が日本国内であることを意味しています。  
1番多い原材料が加工食品の場合は、加工食品の製造地を表示するかわりに、  
その加工食品の原材料に使われた生鮮食品に遡って、その産地を表示することができます。

# その他、以下のような表示もあります。

産地の切替えや重量順の変動により、国別重量順に表示することが困難な場合に表示がされます。

## 又は表示

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、…

※ 豚肉の産地は、20XX年の使用実績順

### 表示の意味

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。  
過去の使用実績等では「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

また、「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産(5%未満)」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

## 大括り表示

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、…

### 表示の意味

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。  
国産の原材料は使用されていません。

## 大括り表示

+

## 又は表示

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)  
原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、…

※ 豚肉の産地は、20XX年の使用実績順

### 表示の意味

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。  
過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。



# 疑問にお答えします



**Q1** 1番多い原材料以外の原材料の産地は表示されないのですか？

**A1** 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地表示することが望ましいと考えています。

**Q2** 「A国又はB国」と表示されている商品に、C国が入っていることはないのですか？

**A2** 「A国又はB国」と表示された商品に、「A国」と「B国」以外の国の原材料は使用されておらず、C国等その他の国の原材料が入っていることはありません。

**Q3** 1番多い原材料が加工食品の場合、製造地を表示するのはなぜですか？

**A3** 加工食品の製造方法は多種多様であるため、原材料として使用している加工食品の全てについて、生鮮原材料まで遡<sup>さかのぼ</sup>って原産国を特定することは困難であること、どの地域・国で製造されたかの情報（製造地）は消費者の選択にとって有用であることから、原材料が加工食品である場合は製造地を表示することとしています。

**Q4** 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか？

**A4** 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行います。

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブサイトでご確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/contact/prefectures/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/prefectures/)

## 加工食品の原材料の産地表示についてのお問合せ

消費者庁

消費者庁食品表示課

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

☎03-3507-8800(代)

[https://contact.caa.go.jp/food\\_labeling/form-001.html](https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html)

農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎03-6744-2099



食品表示に関するお問合せ  
受付フォーム